

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和7年8月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

議案第22号 農地法第3条の規定による許可について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第25号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

議案第26号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第23号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第25号 農地改良届出について

農業委員

出席者 14名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広		

農地利用最適化推進委員

出席者 10名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
10番 清水 文高	13番 稲垣 重雄		

欠席者 3名

9番 杉浦 克敏	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
----------	-----------	-----------

午前 10 時 00 分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 5 番 加藤 ふく子 7 番 塚本 忠

議 事

議 長 はじめに、議案第 26 号整理番号 20 及び 21 を上程します。

なお、本件は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理に
お願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。

委 員

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

6 ページをお願いします。

議案第 26 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 20〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 7 年 1 月 3 1 日まで

以下、「整理番号 2 1」までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第 2 6 号整理番号 2 0 及び 2 1 を原案のとおり可決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第 2 6 号整理番号 2 0 及び 2 1 を原案のとおり
委 員 決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第 2 2 号から議案第 2 6 号及び報告第 2 1 号から報告
第 2 5 号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
1 ページをお願いします。
議案第 2 2 号
農地法第 3 条の規定による許可について

〔受付番号 7〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 8 6 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2 ページをお願いします。

議案第 2 3 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

〔受付番号 1 4〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場・資材置場

申請地は、富士松北幼稚園の南西約 6 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 1 0 h a 未満であるため、第 2 種農地と判断致しました。

申請人は、築地町に主たる事務所を置き、主に建築工事や土木工事を営む法人です。現在使用している資材置場や駐車場としている土地の返却依頼があったことに伴い、慢性的に不足している駐車場の確保とあわせて整備が必要となりました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、駐車場 3 5 台分及び資材置き場として 2 , 5 1 4 m²を整備したく、本申請に及んだものです。

3 ページをお願いします。

議案第 2 4 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号 4〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予発生日)

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

(事由)

納税猶予適用のため

4 ページをお願いします。

議案第 2 5 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

〔受付番号 6〕

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(原因)

故障（令和 7 年 7 月 1 8 日）

5 ページをお願いします。

議案第 2 6 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 1 8〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 6 年 1 1 月 3 0 日まで

以下、〔受付番号 1 9〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

7 ページをお願いします。

報告第 2 1 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 2 1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

工場及び住宅敷地

以下、〔整理番号 2 3〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

8 ページをお願いします。

報告第 2 2 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 4 8〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、10ページ〔受付番号60〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

11ページをお願いします。

報告第23号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号5〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 285ha

畑 0.4ha

(当該事業年度売上高)

305,890,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米、麦、大豆

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

12ページをお願いします。

報告第24号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号7〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和 7 年 7 月 2 5 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、「整理番号 9」までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

1 3 ページをお願いします。

報告第 2 5 号

農地改良届出について

〔受付番号 6〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

田畑転換

(造成期間)

令和 7 年 8 月 4 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

以下、「整理番号 7」までの届出がありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

清水文高 報告第 22 号の受付番号 50～52 は共有名義だったものを単有にし
委 員 たものでしょうか。

事 務 局 おそらく、共有名義で相続していた土地を 3 つに分筆し、それぞれ単
有に変更したものになります。

清水文高 もし 3 人のうち 1 人が権利を放棄した場合は、農業委員会総会に諮ら
委 員 れるのでしょうか。

事 務 局 相続放棄による場合は、総会に諮られません。
既に所有している農地の持分を他の共有名義者に渡す場合、共有持ち
分を所有権移転する方法と、持分放棄という方法があります。前者の
場合は農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が必要となるため
総会に諮られますが、持分放棄は農業委員会への届出は不要であり、
他の共有名義者に自動的に分配されるため総会には諮られません。

議 長 法務局への登記は必要になるのでしょうか。

事 務 局 そちらは必要になります。

議 長 報告第 24 号の整理番号 9 の案件について、その後報告第 25 号の受
付番号 2 で農地改良届出が出ておりますが、こういった理由で土地改
良を行うのでしょうか。

事務局　これまでの耕作者が耕作できておらず、耕作放棄地のような状態になっていたため、新たな耕作者が改めて耕作しやすい状態にするために嵩上げをするものです。

議長　他に質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第２２号から議案第２６号及び報告第２１号から報告第２５号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長　異議なしと認め、議案第２２号から議案第２６号及び報告第２１号から報告第２５号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前１０時３０分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

5 番 _____

7 番 _____

本会議に参加した者

事務局長

近 藤 浩

係 長

酒 井 武 士

主 事

須 田 裕 介

主 事

加 藤 立 紀